

令和6年4月1日
高松港湾・空港整備事務所

高松港湾・空港整備事務所 X 運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、高松港湾・空港整備事務所が取得した公式 X アカウント (@mlit_takamatsukou) の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式 X アカウントの運用は、高松港湾・空港整備事務所の防災情報・行政情報について、携帯端末でも即時情報を入手することにより、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

また、当アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行わないものとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

(1) X

インターネットを利用して 140 字以内の短い文章を不特定多数に公開できる手段をいう。

(2) 公式 X

高松港湾・空港整備事務所が設置・運営するユーザー名から発信する X をいう。

(3) アカウント

X を運用するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(4) ポスト

X に投稿する文章のことをいう。

(5) 公式ポスト

公式 X から投稿するポストをいう。

(6) フォロー

他のユーザーのポストを自動受信するように設定することをいう。

(常に自分が受信できるようアカウントを登録すること。)

(7) リプライ

X を使っているユーザーからのポストに返信することをいう。

(8) リポスト

X を使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式Xの運営主体は高松港湾・空港整備事務所とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ① 高松港湾・空港整備事務所が実施する事業・イベント等に関する情報
- ② 高松港湾・空港整備事務所が実施する採用活動に関する情報
- ③ その他、地域住民等に提供すべき情報

(2) アカウントの管理

アカウントの管理は高松港湾・空港整備事務所が行う。

(3) 発信にあたっての留意点

- ① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
- ② 信頼性が担保できない情報は発信しない。
- ③ 同意がある場合を除き、高松港湾・空港整備事務所職員以外の個人が特定されるような情報は掲載しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、別途定める発信責任者の確認を得た上で適時公式アカウントによりポストする。

(5) 他アカウントのフォロー、リポスト等

四国地方整備局内の事務（管理）所の公式アカウントをフォローし、発信されるポストについても積極的にリポストを行う。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関またはこれに準ずる機関以外へのフォロー、リプライ、リポストは、原則として行わない。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式Xのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、Xのユーザー名を公式ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として高松港湾・空港整備事務所ホームページのみとする。

(8) 不適切な情報発信等の監視

適時ポストを確認し、不適切な情報発信があった場合、または第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに発信情報の訂正または削除を行うものとする。

(9) その他

Xの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が

利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 免責事項

- (1) 当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しているが、高松港湾・空港整備事務所は利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- (2) 高松港湾・空港整備事務所は、ユーザーにより投稿された本アカウントに対する「リプライ」及び「リポスト」等について一切責任を負わない。
- (3) 高松港湾・空港整備事務所は、本アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。

また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式Xにより発信し、周知する。

7. 知的財産権について

ポストした、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省または正当な権利を有する者に帰属する。

Xでの「フォロー」及び「リポスト」については、自由に使用して構わない。

また、出所を明記しての転載は可能とする。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではない。

8. 注意事項

当Xへの「リポスト」及び「リプライ」（以下「リポスト等」する）への個別対応は原則として行わない。

ご意見は、高松港湾・空港整備事務所ホームページ

(<https://www.pa.skr.mlit.go.jp/takamatsu/>)の「お問い合わせ」よりご意見願います。

発信内容に関係のないリポスト等や、以下の事項に該当すると判断したリポスト等は、投稿者に断りなく全部または一部を削除する場合ある。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・犯罪行為を助長するもの
- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ・本人の承諾なく、個人情報を開示・漏洩する等のプライバシーを侵害するもの

- ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- ・営利を目的としたもの
- ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ・Xの利用規約に反するもの
- ・その他、運営上、不相当であると判断されるもの

下記の事項等については、責任を負わない。

- ・利用者が当Xを利用したことまたは利用できなかったことにより被った損害
- ・当Xに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- ・当Xに関連して生じた利用者と第三者とのトラブルまたはその被った損害

9. アカウント・ユーザーネーム

アカウント : 国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所
ユーザーネーム : @mlit_takamatsukou
URL : https://twitter.com/mlit_shikoku

10. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、総務省、経済産業省の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成 23 年 4 月 5 日付）に基づき運営する。

Xの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。